

豊田市給水台帳ファイリングシステム及び 豊田市排水設備ファイリングシステムの運用について

1 目的

豊田市給水台帳ファイリングシステム及び豊田市排水設備ファイリングシステムに保有する個人情報 を適正に管理する。

2 豊田市給水台帳ファイリングシステム

(1) 利用者

給水装置の新設、改造又は撤去の承認申請事前調査又は漏水修繕事前調査を目的とする豊田市指定給水装置工事事業者

(2) 利用方法

利用者は当該年度の初回利用時に利用誓約書（様式第1号）を提出するものとし、利用期間は提出日から当該利用年度末日までとする。

利用者は豊田市給水台帳ファイリングシステムを利用した際、利用簿に記載する。

3 豊田市排水設備ファイリングシステム

(1) 利用者

排水設備工事の確認申請事前調査を目的とする豊田市排水設備指定工事店

(2) 利用方法

利用者は当該年度の初回利用時に利用誓約書（様式第1号）を提出するものとし、利用期間は提出日から当該利用年度末日までとする。

利用者は豊田市排水設備ファイリングシステムを利用した際、利用簿に記載する。

4 台帳写しの取得

(1) 給水装置管理台帳の写しは、給水装置の所有者又は所有者から委任を受けた者に限り、利用申請書（様式第2号）を事業管理者に提出することで取得できる。

(2) 排水設備宅内平面図の写しは、土地所有者又は所有者から委任を受けた者に限り、利用申請書（様式第2号）を事業管理者に提出することで取得できる。

附 則

(施行期日)

1 この運用は、令和8年10月1日から施行する。

(豊田市給水台帳ファイリングシステム運用についての廃止)

2 従前の豊田市給水台帳ファイリングシステム運用について（平成16年1月1日施行）は、廃止する。

利 用 誓 約 書

年 月 日

豊田市事業管理者 様

[指定事業者]
住所

名称 ㊟

1 利用するシステム（□にチェックしてください。）

☐ 豊田市給水台帳ファイリングシステム

☐ 豊田市排水設備ファイリングシステム

2 誓約内容

裏面「個人情報の取扱いに関する特記」のとおり

3 利用期間

利用誓約書の提出日から翌年3月31日まで

4 利用者

	氏名
1	
2	
3	
4	
5	

(裏面)

個人情報の取扱いに関する特記

(総則)

第1条 指定事業者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、豊田市個人情報保護法施行条例（令和4年条例第56号）及びこれらに係る諸規程に基づき、この特記に定める事項を遵守します。

(責任体制の明確化)

第2条 指定事業者は、個人に関する重要な情報（公表している情報を除く。以下「個人情報等」という。）を取り扱うもの（以下「対象業務」という。）の履行に当たり、指定事業者の内部において個人情報保護に関する責任体制を明確にします。

(利用者の監理等)

第3条 指定事業者は、豊田市給水台帳ファイリングシステム及び豊田市排水設備ファイリングシステム（以下「システム」という。）の利用者を変更する場合は、事業管理者に対し、事前に書面により報告します。

2 システムの利用者は、指定事業者の指示に従い、特記事項を遵守します。

3 指定事業者は、特記事項を遵守するよう、システムの利用者を監督します。

4 システムの利用者は、対象業務の履行に当たっては、指定事業者が発行する身分証明書を常に携帯し、事業管理者から請求があったときは、当該身分証明書を提示します。

(教育等の実施)

第4条 指定事業者は、システムの利用者に対し、個人情報保護に対する意識の向上、特記事項の遵守その他対象業務の適正な履行を図るために必要な教育及び研修を実施します。

(守秘義務)

第5条 指定事業者は、業務の実施により直接又は間接に知り得た個人情報等その他秘密を第三者に漏らしません。利用期間が満了した後も、同様とします。

(個人情報等の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第6条 指定事業者は、業務において得た個人情報等を、対象業務の用に供する目的以外に利用しません。また、所有者の同意なく、第三者へ提供しません。

(個人情報等の管理)

第7条 指定事業者は、対象業務を履行するために個人情報等を保持している間は、次に掲げる事項を遵守し、個人情報等を適正に管理します。

(1) 個人情報等は、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退管理が可能な保管室において厳重に保管すること。

(2) 個人情報等が記録された媒体並びにそのバックアップの保管状況及び記録された情報の正確性を定期的に点検すること。

(3) ファクシミリにより個人情報等を送受信しないこと。

(4) 個人情報等を管理するための台帳を整備するなどし、個人情報等の利用者、保管場所その他の個人情報等の取扱いの状況を記録すること。

(5) 個人情報等の漏えい、紛失、改ざん、破損その他の事故を防止し、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。

(損害賠償)

第8条 指定事業者は、特記事項に違反し又は特記事項の遵守を怠ったため所有者等に損害が生じたときは、損害を受けた者に対し、その損害を賠償します。

利 用 申 請 書

年 月 日

豊田市事業管理者 様

申請者（窓口に来た人）

住所

氏 名

下記のとおり、台帳の利用を申請します。

申請場所	豊田市
利用する台帳の種類	申請する台帳の□にチェックをしてください。 ☐ 給水装置管理台帳 ☐ 排水設備宅内平面図

申請者が所有者以外の場合は、以下に所有者の同意を得てください。

(自署又は記名押印)

【給水装置】 所有者	住所	
	氏名	印
【排水設備】 所有者	☐ 同上（給水装置の所有者と同じ場合は□にチェックをしてください。）	
	住所	
	氏名	印

上下水道局記入欄

本人確認（ ☐ 委任状あり） ☐ マイナンバーカード ☐ 運転免許証 ☐ その他（ ）	
☐ 給水装置管理台帳（ ☐ 漏水対応） 【水道番号】	受付印
☐ 排水設備宅内平面図 【排水確認番号】	